



各位 CAXA



平成26年6月23日

会社名 株式会社サハダイヤモンド
代表者名 代表取締役社長 姜 杰
(コード: 9898、東証JASDAQ)
問合せ先 代表取締役副社長 井上 喜明
(TEL. 03-3846-2061)

調査結果報告書の提出に関するお知らせ

記

当社は、平成26年4月28日付「本日の一部報道について」において、平成26年4月28日発売の週刊東洋経済に、当社の前代表取締役会長今野康裕氏（以下、「今野氏」という。）が暴力団との濃密な関係があったとする記事が掲載されたと公表いたしました。

当社は、事実関係の詳細について、当社社外監査役であり、弁護士の小林実氏を委員長とし、当社常勤監査役の宮崎富司、当社代表取締役副社長の井上喜明で構成する社内調査委員会を設置し、今野氏からのヒアリング及び訴状等を確認し調査した結果、掲載内容の保証人等の事実はあったものの、今野氏と元暴力団組長との直接金銭貸借取引はありませんでした。

また、本件記事の見出しにある「ジャスダック企業会長暴力団との濃密な関係」については過大な表現であるとの調査結果となりました。

本日付で社内調査委員会より、受領した調査結果報告書は別紙のとおりであります。

なお、外部調査機関である株式会社ジェイ・ビー・エス（東京都千代田区神田神保町3-2-5：代表取締役村上英嗣）に調査依頼したところ、本件に限らず、過去においても今野氏及び当社のいずれにおいても反社会的勢力との関係は認められませんでした。

また、平成26年5月9日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」のとおり、今野氏の強い要望により、株主の皆様、投資家の皆様、市場関係者の皆様に大変に迷惑、ご心配をおかけした理由により、代表取締役及び取締役の辞任の申し出があり、辞任届を受理しております。加えて、平成26年3月28日付「代表取締役及び取締役の異動に関するお知らせ」にて公表いたしました当社顧問の就任につきましても辞退の申し出がありました。

当社は、反社会的勢力排除に向け、組織として毅然と対応し、役職員に徹底し、反社会的勢力排除との関わりを断固排除する方針であります。

なお、反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する従業員の安全を確保した上で、民事と刑事の両面から法的対応を行い、反社会的勢力との裏取引や資金提供を一切行わないため、通報窓口として内部監査室を設置しております。通報があった場合には井上代表取締役副社長に直ちに通報し、井上代表取締役副社長から監査役会及び取締役会に報告する体制をとっております。

また、毎週の朝礼等で反社会的勢力排除に向けた説明を行っております。

当社は、外部専門機関との連携を取りながら、取引を含め反社会的勢力との一切の関係を遮断していく方針であります。

以上

別紙

調査結果報告書

平成26年6月23日

株式会社サハダイヤモンド
代表取締役社長 姜 杰 殿

社内調査委員会
委員長 小林 実

1, 調査の目的

平成26年4月28日発売の東洋経済2014年5月3日・10日合併号に、株式会社サハダイヤモンド（以下サハダイヤモンドという）と同社前代表取締役会長・今野康裕氏（以下今野氏という）と反社会的勢力の関係が疑われる記事（以下本件記事という）が掲載された為、その真偽に関し下記事項を調査したので以下の通り報告する。

- (1) サハダイヤモンドと今野氏の本件記事における暴力団組長及び会社役員との関係
- (2) 本件記事において暴力団組長から会社役員の関係会社に振込まれたとされる金2億円が、サハダイヤモンド又は今野氏に流れていないか。

2, 調査期間

平成26年5月9日～平成26年6月23日

3, 当委員会の構成

- 委員長 小林 実（弁護士、社外監査役）
委員 宮崎 富司（常勤監査役）
委員 井上 喜明（代表取締役副社長）

4, 調査検討の方法

- (1) 今野氏からの事情聴取
- (2) 下記書類の検討・確認
 - ①サハダイヤモンド・今野氏の預貯金通帳数冊
 - ②本件記事中の「確認書」（実際は確約書なる書面）、公正証書、和解調書、合意書
 - ③会社役員より暴力団組長への訴状（写し）
 - ④その他本件に関係する書面

5, 事実経過の報告

- (1) サハダイヤモンド・今野氏と会社役員との関係

①今野氏と会社役員の関係は今野氏がサハダイヤモンド代表取締役に就任してから始まり、知り合い後、今野氏は会社役員の妻から婚姻届の保証人を頼まれ、保証人を引き受け、それ以来家族付き合いが始まった。今野氏と会社役員の子供達と同じ年頃で仲良くなり、一緒に食事をしたり、夏休みなどは今野氏の子供達を誘って一緒に旅行に行ったりする程親しい関係になった。

②サハダイヤモンドは今野氏と会社役員が友人として付き合いのある事と、会社役員は以前、御徒町でエメラルドの宝石業を営んでおり、宝石業界に詳しい人物であると認識していたが、会社役員は外部に対し必要以上に今野氏と親密な関係でサハダイヤモンドに影響力があるかの様に振る舞っていた事があり、今野氏もこの点を注意していた。

(2) サハダイヤモンド・今野氏と暴力団組長との関係

①今野氏は以前から会社役員にサハダイヤモンドへの投資家を紹介して貰っており、今回も投資家を紹介すると言う事で、平成17年4月頃に暴力団組長と初めて小料理屋で会った。この時、暴力団組長は不動産で大きくなった投資家であると紹介され、仕事も既にしていないとの事で、名刺交換もせず、今野氏はその人物が暴力団の組長であるとは分からなかった。

それから数日して、今野氏は会社役員からその人物が暴力団組長であると聞かされ、暴力団組長と会食した事が公となれば、サハダイヤモンドが上場廃止となる可能性もある事から激怒した。

その後、同年6月頃に、会社役員より銀座の寿司屋に来て欲しいとの誘いがあり、今野氏がそこに赴くと暴力団組長も来ており、今野氏は非常にまずいと思ったが、座ったのがカウンターで必ずしも同伴客と判断されづらいこと、会社役員の手前無碍に退席することも出来なかったことから、シエラレオネ共和国のダイヤモンド等の雑談で終わった。

更に、その後も同じ寿司屋で今野氏が会社役員と会食していると、暴力団組長が現れた事があり、この時も同様にロシア連邦サハ共和国等の一般的な話をして終わった。

②サハダイヤモンドは当該暴力団組長と一切の関係はなく、本件が発覚するまで、今野氏が暴力団組長と面談していた事実も知らなかった。

(3) 会社役員・暴力団組長及び今野氏間の金2億円についての取引・債務弁済の経緯及びそれらの事実とサハダイヤモンドの関係

①検討資料の今野氏及び会社役員の暴力団組長宛の平成17年7月26日付き確約書、今野氏の供述によれば、暴力団組長が会社役員又はその関係会社の銀行口座に金2億円を振り込んだ事実が認められ、検討資料の訴状の記載事実によれば、その趣旨は株式の運用委託との事である。

そして、今野氏は会社役員の強い要請により上記確約書に署名捺印したが、その理由は、以前より会社役員にサハダイヤモンドへの投資家を紹介して貰っており会社役員との関係を切りたくなかった事、その資金調達能力からして会社役員がその確約書に係わる問題を早期且つ円満に処理して問題化せず、従って自らが弁済を強いられる事やサハダイヤモンドと暴力団組長の関係が疑われる事もないと思った為である。

②本件記事中の今野氏が連帯保証人となった公正証書は、平成18年12月13日に作成されているがその内容は、会社役員及び今野氏が暴力団組長に負担している債務が金2億円である事を確認し、これを準消費貸借契約に切り替え、会社役員は下記の通りの返済を約し、今野氏はこれを連帯保証するとの内容のものである。

(i) 平成18年(2006年)12月から同19年(2007年)5月まで毎月25日限り金300万円以上

(ii) 同19年(2007年)6月から同20年(2008年)11月まで毎月25日限り金500万円以上

(iii) 同20年(2008年)12月25日限り、金2億円からそれまでに既払いした金額を控除した残額

今野氏は当該公正証書の件を会社役員から頼まれ、前記確約書への署名捺印の際と同様に会社役員には返済能力があると考え、敢えて会社役員と暴力団組長との金2億円その他の金銭関係については詳しい事を深く尋ねず、公正証書作成の為の委任状・印鑑証明書を会社役員に渡した。

③所が、会社役員は金300万円を期日通りに2回返済しただけで遅滞に陥り、暴力団組長は今野氏に対し支払を催告し、更に破産を申立てた。この破産申立は上場企業であるサハダイヤモンドの代表取締役である今野氏に破産を申立てれば、サハダイヤモンドの信用が失墜する事を恐れて今野氏が返済すると暴力団組長及びその代理人弁護士が考えた為であり、今野氏としてはその破産申立の根拠となった暴力団組長の債権の存否を争う事もできたが、何分相手は暴力団組長であり身の危険もあり、債務を負担した本人である会社役員がその債務の存否を争う意思を持っていなかった為、やむを得ず、平成19年11月29日、その時の金2億円の残債である金1億9100万円を下記の通り返済する和解をし、暴力団組長は破産申立を取り下げた。

尚、破産手続においては裁判所での和解は出来なかった為、暴力団組長が東京簡易裁判所に和解の申立をし、その手続で和解調書が作成されている。

- (i) 平成29年11月(初回)は、金200万円
- (ii) 平成19年12月から平成20年8月まで、各月金200万円ずつ
- (iii) 平成20年9月から平成22年6月まで、各月金500万円ずつ
- (iv) 平成22年7月から同年11月まで、各月金1000万円ずつ
- (v) 平成22年12月(最終回)は、金1100万円

④本件債務は会社役員が負担すべきものであり、今野氏は支払う理由がないが、上記和解をしてしまった為、今野氏は会社役員から返済金を自らの口座に送金させ又現金で回収したりして、自らの名義上で暴力団組長の代理人弁護士に上記和解に基づく分割返済金を返済したが、平成20年8月より後は会社役員の送金が滞った為、暴力団組長代理人弁護士への送金を停止した所、再度破産申立がなされ、それから生じるサハダイヤモンドへの影響、不利益を恐れ、今野氏は平成23年5月13日、その際の残債である金1億7100万円につき暴力団組長と下記内容の合意書を締結した。

- (1) 平成23年4月以降、平成26年4月まで、毎月末日限り50万円ずつ
- (2) 平成26年5月末日残金

その後、今野氏は上記と同様に自らの名義で暴力団組長に返済を継続し、その資金は会社役員から回収していたが、平成25年7月、会社役員が暴力団組長に対しその債務を裁判によって争うと言うので返済を停止して今日に至っている。

6、今野氏・サハダイヤモンドと暴力団組長の関係について

(1) 暴力団組長より振り込まれたと考えられる金2億円が今野氏に流れたり、今野氏がその金2億円を原資とする投資運用に関与した事実は手元の資料からは認められないが、会社役員の仲立ちで暴力団組長と面談し、同人への確約書に署名捺印したのは仮にも上場企業の代表取締役会長としては大きな落度と言わざるを得ない。

しかし、今野氏が暴力団組長と面会したのは前記の3回だけであり、その後暴力団組長及びその関係者と面会した事はなく、確約書、公正証書の作成につき主たる役割を演じたのはあくまで会社役員であり、今野氏が和解調書・合意書の作成を承諾したと言っても、暴力団組長の破産申立による圧力からやむなく承諾したもので、今野氏の実質的な負担で暴力団組長に返済をした事もない。

そして、各書類の作成につき今野氏を代理したのは会社役員知己の弁護士であり、その弁護士費用及び書類作成の一切の費用は会社役員が負担しているものであり、本件記事の見出しである「ジャスダック企業会長暴力団との濃密な関係」は、事実に反する過大な表現であると言わざるを得ない。

- (2) サハダイヤモンドに上記2億円が流れた形跡は一切認められない。

以上